

介護事業所実態調査委託業務に関する質疑と回答について

介護事業所実態調査委託業務について、次の質疑がありましたので回答を掲載します。

質疑と回答

質疑	アンケート用紙や報告書冊子の郵送は、郵便局の「ゆうメール」サービスの利用は可能でしょうか。不可能である場合の理由は何か。
回答	発送にあたっては、当課からの依頼文書（事務連絡等）を添付することを考えており、その場合は信書に該当しますので、ゆうメールでは送付できません。 よって、普通郵便での発送をお願いします。

質疑	アンケート用紙の返送料金は委託業者が負担するのでしょうか。
回答	そのとおりです。（委託業務仕様書6－（1）のとおりに）

質疑	アンケート用紙の返送先は、地域福祉政策課宛でしょうか。委託業者宛でしょうか。
回答	委託業者宛となります。

質疑	アンケート用紙の郵送・回収は、紙のアンケートのみでしょうか。対象施設から「入力用エクセルデータが欲しい」など、リクエストがあった場合などの対応はどのようなものになるのでしょうか。
回答	調査票は紙媒体での発送・返送を原則としていますが、対象施設から入力用エクセルデータの提供などの依頼があった際は、回収率を上げるために、適宜対応してください。

質疑	当日は、プロジェクターを使用するのは可能でしょうか。
回答	審査会場にはプロジェクター等の設備はありません。ご持参いただくことは可能ですが、セッティングもプレゼンテーション時間（15分）に含まれますので、その点ご注意ください。

質疑	仕様書「4業務内容（1）①調査対象」について、HPで公表されている「介護サービス提供事業所一覧」を拝見すると、事業所数はのべ8,329事業所（非法人及び法人種別不明を除くと6,367事業所）です。ここから事業所番号の重複を削除すると2,297事業所（非法人及び法人種別不明を除くと1,905事業所）となります。 調査対象約1,400件は、何をベースとしておられるのでしょうか。
回答	今回の調査対象は、調査票「人材確保に係る介護事業所実態調査（案）」の問5に記載のサービス種別の事業所に限定しています。また、予防事業は対象外としています。